

令和3年第1回定例会  
愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和3年2月12日

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
開会の宣告	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
広域連合長あいさつ	3
発議第1号	4
議案第1号	5
議案第2号	5
議案第3号	7
議案第4号	8
議案第5号	8
議案第6号	8
議案第7号	8
議案第8号	10
議案第9号	11
議案第10号	11
一般質問	15
請願第1号	22
広域連合長あいさつ	25
閉会の宣告	26

議事日程

令和3年2月12日（金曜日）午後1時30分開議  
 ホテルメルパルク名古屋3階「カトレア」の間

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 発議第1号 愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第6 議案第1号 令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）
- 第7 議案第2号 令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第8 議案第3号 権利の放棄について
- 第9 議案第4号 愛知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第5号 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第6号 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第7号 愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第8号 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第9号 令和3年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第15 議案第10号 令和3年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第16 一般質問
- 第17 請願第1号 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書

会議に付した事件  
 議事日程のとおり

出席議員（32名）

丸山幸子	伊藤紋次	伊藤建治
中野裕二	鬼頭博和	岡島政信
則竹安郎	大津丈敏	川嶋恵美
江崎貴大	吉田正昭	加藤久豊
福本貴久	山崎高晴	大屋明仁

柴田 敏光	稲吉 照夫	長谷川 敏廣
窪谷 文克	青木 直人	堀内 重佳
大向 正義	松崎 正尚	吉田 茂
長谷川 由美子	岡田 ゆき子	浅井 康正
斎藤 まこと	河本 ゆうこ	塚本 つよし
松井 よしのり	斉藤 たかお	

---

欠席議員（2名）

田中 雅章      森下 田嘉治

---

説明のため出席した者

広域連合長	河村 たかし
副広域連合長	竹本 幸夫
事務局長	鈴木 孝昌
会計管理者兼出納室長	松澤 真由美
総務課長	大澤 英樹
管理課長	山田 耕平
給付課長	川島 浩資

---

職務のため出席した者

議会事務局長	小寄 和義
議会事務局書記	中村 賀彦

---

午後1時30分 開会

○議長（丸山幸子） ただいまの出席議員数は32人であります。議員定数34人中、半数以上が出席されており、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりとなっております。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり、議長において指定いたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第74条の規定により、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。

吉田正昭議員、加藤久豊議員にお願いいたします。

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丸山幸子） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4、「諸般の報告」を行います。

田中雅章議員、森下田嘉治議員から、本日は欠席する旨の届出がありました。

また、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

次に、監査委員から例月出納検査及び定例監査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（河村たかし） 議長。

○議長（丸山幸子） 河村広域連合長。

（河村たかし広域連合長 登壇）

○広域連合長（河村たかし） それでは、マスクをしたままで失礼をいたします。

広域連合長を務めております名古屋市長の河村たかしでございます。令和3年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、日頃より後期高齢者医療制度の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、本日は、新型コロナウイルス感染症の感染が収まらない状況でございますが、定例会に御出席いただき、ありがとうございました。

さて、本日の定例会では、令和3年度当初予算を御審議いただきます。このうち、一般会計につきましては、新たに会計年度任用職員を採用するため、報酬等の経費を計上して

おります。また、特別会計につきましては、令和3年度は保険料率の改定を行いませんので、現行の保険料率の決定のベースとなっている令和2・3年度の2年間の財政運営の見通しに沿って、当初予算を編成しております。広域連合といたしましては、来年度におきましても、引き続き、保険料の収納率の向上や、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進等、医療費の適正化に向けた取組みを進めるとともに、事務事業の効率的な執行に努めてまいりたいと考えております。

このほか、令和2年度の補正予算、会計年度任用職員の採用に伴う条例改正等及び権利の放棄に関する議案を上程しております。よろしく御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

それから、1つですけれども、ここには書いてありませんけれども、これは事務局に言っていましたけれども、後期高齢者の皆さんの健康のために、コロナの発病を抑制するというのは極めて重要で、そのことについてちょっとお話をしておきたいと思っております。

日頃、特措法ばかり、いわゆる緊急事態宣言というやつですけれども、実は、市町村を中心として、保健所を有するところが保健所による調査、感染症法15条に、積極的疫学調査とはつきり書かれておまして、要するに、感染した人に、2日遡って、どこで一杯飲んだねとか、どこでカラオケやっとなねとか、そういうことを聞いて、それで、その感染の可能性のある人に保健所から地をはう、どえらい努力ですけれども、これを続けるというのは、当たり前ですけれども、当然すごい効果があるわけです。

名古屋市においても、大体100名ほど感染者があったときに、3,000名ですね、この健康観察は。最近の一番近い例で、2月8日、今週の月曜日で15名の感染のときでも1,110名に連絡を取りまして、2週間大事にしとってください、そっとしとってくださいというのをやり続けております。

こういう実は、基礎的自治体、保健所を有する、ですけれども、基礎的自治体の地をはう保健所の努力です。これは、実はわしも、これはもう本当に怒るとるんですが、テレビで一切やらない、これ。ワクチンは有用です。だけれども、基礎的自治体のこういう努力をやらずに、まずは、ばさっところ、網だけかけりゃあようなるということではいかないので、皆さんも一緒だろうと思っておりますけれども、後期高齢者の皆さん、特にコロナは心配ですから、こうやって具体的に行政としてやることをやって感染を抑えていくということが必要で、皆さんもやっておられると思っておりますけれども、たまたま、わし、名古屋市長をやりますんで、名古屋市は地をはう努力で、多分この数字を出しとるのは、日本中で名古屋だけなんです。健康観察ということでございますので、ぜひ皆さんと一緒に、年寄りの健康を守っていきましょうということでございます。

余分なこと、余分なことではないです。これは書いてないことですけれども、すみません、よろしく申し上げます。

○議長（丸山幸子） 次に、日程第5、発議第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

○議員（伊藤紋次） 議長、伊藤紋次。

○議長（丸山幸子） 伊藤紋次議員。

（伊藤紋次議員 登壇）

○議員（伊藤紋次） 発議第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明申し上げます。

発議書の1ページをごらんください。提案理由にございますように、請願書の提出に際して、請願者の押印を要しないこととするため、所要の改正を行うものでございます。改正案は、発議書の3ページにございますが、1枚おめくりいただき、5ページの新旧対照表にありますとおり、第76条第1項中「し、請願者が押印を」を削るものでございます。施行日は、4月1日から、としてございます。

発議第1号についての説明は以上になりますが、御賛同くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（丸山幸子） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丸山幸子） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第1号「令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」と日程第7、議案第2号「令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の2件を一括議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（鈴木孝昌） 議長、事務局長。

○議長（丸山幸子） 事務局長。

○事務局長（鈴木孝昌） それでは、議案第1号及び議案第2号につきまして、令和2年度補正予算として、一括して説明させていただきます。

議案書の1ページをごらんください。議案第1号「令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」でございます。第1条第1項にありますように、歳入歳出それぞれ90万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,101万9,000円とするものでございます。また、第2項にありますように、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」として、1枚おめくりいただきました左側、2ページに記載のとおりでございます。

内容につきましては、別冊の議案参考資料で説明いたしますので、恐れ入りますが、議案参考資料の1ページをお願いいたします。議案参考資料の1ページ、下に「3 補正内容事項別説明」がございました。

今回の一般会計の補正の内容は大きく2点ございまして、まず、1点目は、1枚おめくりいただきました左側、2ページの歳出の③一般管理費をごらんください。職員の時間外勤務手当の不足が見込まれるため、90万9,000円を増額補正するものでございます。

補正の2点目は、令和元年度決算の確定に伴う補正でございまして、ただいまごらんいただきましたところの上の②繰越金、これは歳入でございますが、この繰越金につきまして、令和2年度歳入予算における前年度繰越金の額を、令和元年度決算における歳入歳出差引額である9,525万6,000円とするため、補正前の額との差額である2,266万6,000円を増

額し、これに伴いまして、さらに1枚お戻りいただきますが、1ページの下の①市町村負担金でございますが、こちらにつきまして、ただいまの繰越金の増額に係る金額から歳出予算の増額補正の財源に充てる金額を除いた2,175万7,000円について、事務費負担金の減額をするものでございます。議案第1号につきましては、以上です。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、議案書の3ページをお願いいたします。議案第2号「令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」でございます。

第1条第1項にございますように、歳入歳出それぞれ20億9,332万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ8,894億5,862万9,000円とするものです。また、第2項にありますように、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」として、これも1枚おめくりいただきました4ページですね、左側のページに記載のとおりでございます。

こちらの内容につきましては、別冊の議案参考資料で御説明いたしますので、恐れ入りますが、議案参考資料3ページからになります。さらに1枚おめくりいただきまして、4ページからの「3 補正内容事項別説明」をごらんください。

今回の特別会計の補正内容は大きく3点ございまして、まず、1点目は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の特例減免の実施に伴う補正でございます。これは、こちらの資料で申しますと、歳入における①保険料等負担金、②調整交付金、③後期高齢者医療災害臨時特例補助金、そして、歳出における⑥保険料還付金の補正がこれに当たります。こちらを、右側の5ページの下に参考としてまとめたものがございますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

まず、令和2年度、本年度におけるコロナの特例減免額につきましては、令和2年度の保険料分として1億2,315万6,000円、それから、昨年度、令和元年度の保険料分として1,806万8,000円、合計で1億4,122万4,000円を見込んでおります。

この減免に伴う補正予算につきましては、まず、令和2年度、今年度の保険料につきましては、歳入である保険料等負担金について、減免額と同額を減額、それから、令和元年度の保険料、昨年度の保険料につきましては、これは、納めていただいた保険料をお返しすることになりますので、歳出である保険料還付金につきまして、減免額と同額の増額をしております。

そして、特例減免に要する費用につきましては、その全額が国から財政措置されるということになっておりまして、令和2年度分の保険料にあっては、減免額の4割相当が調整交付金で、残りの6割相当が後期高齢者医療災害臨時特例補助金で措置されると。そして、令和元年度の保険料につきましては、これは、減免による保険料還付金の全額が調整交付金で措置されるということでございますので、それぞれ歳入の補正を行うと、こういったものでございます。以上がコロナの減免の関係でございます。

それから、補正の2点目でございますが、こちらは、4ページの下の方の歳出⑤になります。特別高額医療費共同事業拠出金でございます。こちらは、国保中央会が実施しております特別高額医療費共同事業の財源として広域連合が拠出すべき金額が当初予算より増額となる見込みのため、7,913万9,000円の増額補正を行うものでございます。

そして、補正の3点目は、これは、令和元年度決算の確定に伴う補正でございまして、



ただいまの上の④繰越金でございます。前年度繰越金の予算額を前年度決算における歳入歳出差引額とするため、補正前の額との差額である20億7,525万5,000円を増額いたしまして、さらに、これに伴いまして、右側参考資料の5ページの中ほどにございますが、⑦予備費でございます。前年度繰越金の増額分から⑤の増額補正の財源に充てた金額を除いた19億9,611万6,000円を増額するといったものでございます。

説明は以上でございます。では、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（丸山幸子） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決はいずれも、起立によって行います。

まず、議案第1号「令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（丸山幸子） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（丸山幸子） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第3号「権利の放棄について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（鈴木孝昌） 議長、事務局長。

○議長（丸山幸子） 事務局長。

○事務局長（鈴木孝昌） それでは、議案第3号について説明いたします。

議案書の5ページをごらんください。議案第3号「権利の放棄について」でございます。放棄する権利は、1に記載のとおり、平成22年3月から平成24年4月までの間の診療分として保険医療機関から誤って請求された診療報酬の返還金に係る債権であります。放棄する権利の相手方は、2に記載の方であり、当該保険医療機関を開設していた個人の方です。放棄する金額は、3に記載のとおり、83万4,057円でございます。放棄の理由は、4に記載のとおり、相手方について、破産手続が終結し、免責の許可も決定されており、今後も回収の見込みがないためでございます。

なお、この診療報酬の返還金が発生いたしました理由は、会計検査院の实地検査において請求誤りの指摘を受けたことによるものでございまして、相手方からは、総額では183万9,090円の返還を受ける予定でございましたが、返還途中の相手方の債務整理によりまして、全額の返還には至らなかったというものでございます。

議案第3号の説明は以上です。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（丸山幸子） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（丸山幸子） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第4号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第12、議案第7号「愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの4件を一括議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（鈴木孝昌） 議長、事務局長。

○議長（丸山幸子） 事務局長。

○事務局長（鈴木孝昌） それでは、議案第4号から議案第7号までの四つの議案について説明いたします。これらの四つの議案は、いずれも令和3年度から会計年度任用職員を採用するにあたって、広域連合条例の規定の整備を行うものでございます。

それでは、議案書の7ページをごらんください。まず、議案第4号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございまして、1枚おめくりいただきました右側、9ページが条例案でございます。

こちらの改正の内容につきましては、恐れ入りますが、議案参考資料をごらんいただきたいと思っております。9ページでございます。議案参考資料9ページの2の改正内容にありますように、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する規定を整備し、併せて、宣誓書における押印を廃止するものでございます。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、議案書の、続きまして11ページをお願いいたします。議案第5号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございまして、1枚おめくりいただきました右側、13ページから18ページまでが条例案でございます。

こちらの改正の内容につきましては、議案参考資料11ページになりますが、そちらをごらんください。会計年度任用職員は、これは非常勤職員ということになりますので、2の改正内容にございますように、非常勤職員の育児休業等に関する規定の整備等をするものでございます。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、議案書の19ページをお願いいたします。こちらは、議案第6号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございまして、1枚おめくりいただきました右側、21ページから29ページまでが条例案でございます。

改正の内容につきましては、議案参考資料の23ページをお願いいたします。会計年度任用職員に支給する報酬につきましては、これは、常勤職員の給料月額等を基礎として定めることとされておりまして、2の改正内容にございますように、会計年度任用職員として、まさに行政職及び医療職の採用を予定しておりますので、給料表に医療職給料表を新設するとともに、給料月額等の内容及び水準をこの愛知県職員及び市町村条例準則に準拠した内容に改めるというものでございます。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、議案書の31ページ、こちらをお願いいたします。議案第7号「愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。これは、提案理由にございますように、会計年度任用職員に支給する報酬等に関する規定等の整備をするものでございまして、1枚おめくりいただきました右側33ページから38ページまでが条例案でございます。

改正の内容につきましては、議案参考資料の45ページをお願いいたします。主な改正内容は、2の改正内容の（1）題名、それから（2）報酬に関する規定の2点でございます。

一つ目の（1）題名ですが、これは、当広域連合におきましては、短時間勤務を行う会計年度任用職員を採用することとしておりまして、短時間勤務職員である会計年度任用職員には、報酬、費用弁償及び期末手当を支給することとされておりますことから、これに伴いまして、条例の題名を改めると。それから、二つ目の（2）報酬に関する規定でございますが、これは、短時間勤務を行う会計年度任用職員に支給する報酬につきまして、先ほど、議案第6号において御説明申し上げました、広域連合職員の給与に関する条例で定める常勤職員の給料月額及び各種手当を基礎としたものに改めるものでございます。

ただいま御説明いたしました議案第4号から第7号までの条例案の施行日ですが、これはいずれも、公布の日としているところでございます。

以上が、議案第4号から議案第7号までの説明でございます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（丸山幸子） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決はいずれも、起立によって行います。

まず、議案第4号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（丸山幸子） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（丸山幸子） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（丸山幸子） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（丸山幸子） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第8号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（鈴木孝昌） 議長、事務局長。

○議長（丸山幸子） 事務局長。

○事務局長（鈴木孝昌） それでは、議案第8号について説明いたします。

議案書の39ページをごらんください。議案第8号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございまして、提案理由にありますように、平成30年度税制改正における給与所得控除等の見直しに伴い、保険料の被保険者均等割額の軽減において、意図せざる影響や不利益が生じないように必要な改正を行うものでございまして、1枚おめくりいただきました右側、41ページから42ページまでが条例案でございます。

この改正内容につきましては、議案参考資料の59ページをごらんいただきたいと思います。59ページの1の概要にございますように、平成30年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられております。これに伴いまして、所得情報を活用しております社会保障制度において、意図せざる影響や不利益が生じないよう、国において関係政令の一部改正を行いましたので、広域連合条例について必要な改正を行うものでございます。

2の改正内容の（1）に、保険料の被保険者均等割額の軽減に係る基準額の改正の内容を記載しておりますが、これは、要するに均等割額の7割・5割・2割軽減世帯に該当するかどうかを、これを世帯所得に基づいて判定しております。このことから、税制改正による所得控除の変更が、この軽減の判定に影響しないよう、条例の規定を整備するというものでございます。

また、3にございますように、公布の日から施行することといたしますが、この改正後の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、従前の例によることとしております。

議案第8号につきましては、以上です。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（丸山幸子） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（丸山幸子） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第9号「令和3年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」と、日程第15、議案第10号「令和3年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2件を一括議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（鈴木孝昌） 議長、事務局長。

○議長（丸山幸子） 事務局長。

○事務局長（鈴木孝昌） それでは、議案第9号及び議案第10号について、令和3年度当初予算として、一括説明させていただきます。

議案書の43ページをごらんください。議案第9号「令和3年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。令和3年度の一般会計につきまして、第1条第1項にありますように、歳入歳出予算の総額については、それぞれ15億4,151万7,000円、第2条にありますように、一時借入金の最高額については1,000万円と定め、第3条にありますように、歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとするものです。また、第1条の第2項にありますように、款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算」として、1枚おめくりいただきました44ページから45ページまでに記載のとおりでございます。

続きまして、議案書を1枚おめくりいただきまして、議案書の47ページをお願いいたします。議案第10号「令和3年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。令和3年度の特別会計につきまして、第1条第1項にありますように、歳入歳出予算の総額については、それぞれ8,947億8,161万4,000円、第2条にありますように、一時借入金の最高額については200億円と定め、第3条にありますように、歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとするものでございます。また、第1条第2項にありますように、款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算」として、これも1枚おめくりいただきました48ページから、これは50ページまでに記載のとおりでございます。

それでは、その予算の主な内容につきましては、議案参考資料で説明させていただきます。議案参考資料の67ページをお願いいたします。議案参考資料67ページの中ほどにございます「2 会計別予算額」の三つ目の段落をごらんください。予算規模といたしましては、一般会計については、前年度から約7,200万円の減、前年度比で申し上げますと95.53%、それから、特別会計については、これは、各月末平均被保険者数を前年度比で101.83%の99万7,204人、そして、一人当たりの医療給付費は、前年度比で100.97%の88万9,780円と見込みまして、その結果、前年度から約186億4,600万円の増、前年度比102.13%となっております。

1枚おめくりいただきました68ページから、さらに3枚おめくりいただきました左側の74ページまでが、それぞれの予算の概要でございまして、75ページですね、75ページに参考としてでございますが、令和3年度当初予算における主な事業として記載させていただきましたので、そちらで御説明させていただきます。

まず、「1 会計年度任用職員の増員（人件費）」でございます。現在、当広域連合におきましては、会計年度任用職員の採用はしておりませんが、保健事業のより一層の充実を

図るため、来年度から会計年度任用職員を新たに採用したいということでございます。具体的には、短時間勤務を行う会計年度任用職員を、保健師1名、事務職1名という、その2名を採用することといたしまして、そのための人件費といたしまして、新規事業となりますが、761万7,000円を一般会計に計上したものでございます。

もう一つの別冊の予算に関する説明書というのがあるかと思いますが、そちらの22ページをごらんいただきますと、給与費明細書、これは、令和3年度一般会計の給与費明細書でございまして、その右側の23ページから「2 一般職」とございまして、それをさらに1枚おめくりいただきますと、24ページの上に「イ 会計年度任用職員」とございまして、こちらがこの人件費の内訳ということになっております。

それでは、議案参考資料の75ページにお戻りいただきまして、「2 被保険者証等作成業務委託事業」でございまして、これは、一斉更新時や75歳到達者に被保険者証等を作成するものでありまして、これは、被保険者数の増加に伴いまして、予算額も増額となっております。

次の「3 コールセンター運營業務委託事業」でございまして、これは、保険料ですとか、被保険者証に関する被保険者からのお問い合わせに対応するためにコールセンターを設置するというものでございまして、なお、令和3年度予算額が令和2年度予算額よりも少なくなっておりますが、これは、令和2年度の契約実績を踏まえて予算計上したというものでございまして、事業規模は前年度と同様でございまして、

その次の「4 健康診査事業」。これは、被保険者の健康診査事業を県内の全ての54市町村に委託して実施するものでございまして、

その次の「5 歯科健康診査事業」。こちらは、市町村が行う歯科健康診査事業に対し、広域連合が補助金を交付するというものでございまして、令和3年度は38市町村において事業が行われるという予定でございまして、

その次の「6 高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施」でございまして、これは、法律の改正により令和2年度から開始された事業でございまして、市町村が後期高齢者に対する保健事業と介護予防事業を一体的に実施できるよう、広域連合が後期高齢者に対する保健事業を市町村に委託するというものです。国は、この事業を令和6年度までに全国全ての市町村で実施することを目指してございまして、当広域連合におきましては、来年度、令和3年度は27市町村での実施を予定しております。令和2年度予算においては6市町村を予定しておりましたので、予算額としては4億8,580万円の増額となっております。なお、この資料には記載してございませんが、令和2年度の実績といたしましては、8市町村での実施となっておりますので、申し添えます。

最後の「7 協定保養所利用助成事業」でございまして、これは、被保険者の健康の保持・増進のため、協定保養所に宿泊した際に1泊当たり1,000円を助成するものでございまして、令和3年度は、おんたけ休暇村を新たに追加し、シーサイド伊良湖については、閉館のため廃止するというものでございまして、令和2年度と同じ6施設での事業ということになります。

なお、別冊の予算に関する説明書の13ページから24ページまでに一般会計の事項別明細書及び給与費明細書を、それから、25ページから37ページまでに特別会計の事項別明細書を示しておりますので、申し上げます。

説明は以上でございます。では、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（丸山幸子） これより質疑を行います。

議案第10号に関して、伊藤建治議員から通告がありましたので、質疑を許します。

○議員（伊藤建治） 議長。

○議長（丸山幸子） 伊藤建治議員。

（伊藤建治議員 登壇）

○議員（伊藤建治） それでは、議案第10号「令和3年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、2点お尋ねいたします。

1、軽減特例の見直しについて。本予算においては、低所得者の均等割の軽減のうち、7.75割軽減については7割軽減の本則へ縮小されます。影響を受ける人数と影響額をお尋ねいたします。

2、医療給付費の見込みについて。一人当たり医療給付費は、前年度予算比100.97%の見込みとのごとでございます。診療報酬改定もなく、給付費に影響しないと思われませんが、その積算根拠をお尋ねいたします。

以上でございます。

○管理課長（山田耕平） 議長、管理課長。

○議長（丸山幸子） 管理課長。

○管理課長（山田耕平） 令和元年度から段階的に行われております保険料軽減特例の見直しによる令和3年度予算への影響について、お尋ねをいただきました。令和2年度の7.75割軽減から本則である7割軽減への見直しによる影響につきましては、対象者数は約17万8,600人を見込んでおり、その影響額は一人当たり年3,657円でございます。

私からは以上でございます。

○給付課長（川島浩資） 議長、給付課長。

○議長（丸山幸子） 給付課長。

○給付課長（川島浩資） 私からは、一人当たり医療給付費の見込みについて、お答えします。医療給付費は、保険料率の改定に併せ2年間の財政運営期間ごとに算定しており、令和3年度分は令和2年度分とともに令和元年12月に算定しております。具体的には、平成28年4月から令和元年9月までの給付実績をもとに算定を行い、その結果、令和3年度予算の一人当たり医療給付費は、前年度予算比で、いわゆる自然増として0.97%の増加と見込まれたものです。

私からは以上でございます。

○議員（伊藤建治） 議長。

○議長（丸山幸子） 伊藤建治議員。

○議員（伊藤建治） それぞれお答えをいただきました。2回目の質問をいたします。

まず、1点目の軽減特例の見直しについてでございます。均等割の軽減の7.75割軽減を7割に縮小することによる影響は、約17万8,600人が受けることになり、影響額は、一人当たり年3,657円とのごとでした。全体での影響額は6億5,300万円になります。これが、低所得者に対するさらなる負担増となるものでございます。

それから、2点目、医療給付費の見込みについてでございます。こちらは、自然増として約1%の増を見込んだとのごとでございます。後の一般質問で詳細をお聞きしようと思

っておりますが、2020年度、令和2年度は、コロナ禍の影響を受け、受診控えがあり、給付費や一人当たり医療費にも影響があると思われまます。2021年度、令和3年度においても、そうした影響が少なからずあると思われまますが、それは考慮されたものかどうか、お尋ねいたします。

○事務局長（鈴木孝昌） 議長、事務局長。

○議長（丸山幸子） 事務局長。

○事務局長（鈴木孝昌） それでは、令和3年度の医療給付費の見込みについて、お答えいたします。後期高齢者医療制度は、財政運営期間が2年間とされておきまして、保険料率もこの期間で設定しております。令和3年度は、令和2年度を初年度とするこの財政運営期間の2年目でございます。この期間の財政運営の見通しは、令和元年度に令和2・3年度の保険料率の改定と併せて立てたものでございまして、コロナ禍の影響は考慮されておきません。確かに、令和2年度の医療給付費の実績は、コロナ禍の影響により、当初の見込みを下回ってはおりますが、令和3年度予算編成におきましては、令和元年度に立てた令和2・3年度2年間の財政運営期間の見込みに基づいて医療給付費を計上したものでございます。

私からは以上です。

○議長（丸山幸子） 通告のございました質疑は以上です。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第10号について、伊藤建治議員から通告がございましたので、討論を許します。

○議員（伊藤建治） 議長。

○議長（丸山幸子） 伊藤建治議員。

（伊藤建治議員 登壇）

○議員（伊藤建治） それでは、議案第10号「令和3年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度発足時に設定された低所得者向けの軽減特例は、この5年間で次々と廃止や縮小が実施されてきました。高額療養費の自己負担限度額も引き上げられました。そして、今予算2021年度では、わずかに残っていた低所得者の均等割額の7.75割軽減の特例部分も廃止し、7割にするとのことです。これで、制度発足時に設けられた軽減特例は全てなくなります。質疑に対する答弁によれば、約17万8,600人が年3,657円の負担増となることとございまして。全体で約6億5,300万円の影響額です。

これまでに廃止された軽減特例とその影響額を列挙いたします。所得割の軽減特例の廃止による負担増は、約13億2,000万円。その経過を申し上げますと、2017年（平成29年）、約8億円の影響額、10.1万人が負担増となりました。2018年（平成30年）には、約5億2,000万円、10万人が負担増となりました。

元被扶養者に対する負担増の総額は、約15億3,000万円。経過を申し上げます。2017年（平成29年）には、約4億2,000万円の影響額、5.9万人が負担増となりました。2018年（平成30年）は、約3億7,000万円の影響額、4.1万人が負担増となりました。2019年（平成31年）には、約7億4,000万円の影響額、3.2万人が負担増となりました。

低所得者の均等割の軽減特例の縮小による負担増は、28億7,200万円に上ります。経過を



申し上げます。2019年（平成31年）、軽減割合が9割から8割へと縮小された方が16.6万人、約7億5,300万円の影響額です。2020年（令和2年）においては、8割から7割へと縮小された方が16.8万人、影響額は約8億2,100万円。8.5割から7.75割へと縮小された方が17万6,000人、影響額は約6億4,500万円。そして、2021年度においては、7.75割が7割へと縮小される方が17.9万人、影響額は約6億5,300万円とのことでございます。

特筆すべきは、これらの影響を受けているのは、全て低所得者であるということです。この間に保険料率の引き上げもあり、短期間のうちに保険料が10倍以上にはね上がった人も少なくありません。8月議会の答弁によれば、保険料が払えず、短期保険証の発行の対象になっている人の92%が所得200万円未満、うち、その半数は所得ゼロです。加えて、この間に、高額療養費の自己負担限度額の引上げが行われ、約23億5,000万円が負担増になっている。そして今、さらに窓口負担までも倍にするという議論が始まっており、高齢者に対して、どこまで過酷に自己負担を課していくのかと強い憤りを感じます。

今予算における影響額は、低所得者の均等割額の7.75割の軽減特例を廃止し、7割にするということですが、これまで実施されてきた軽減特例の廃止をはじめとした負担増に対し、総括的に反対の意思を示すものでございます。

以上です。

○議長（丸山幸子） 通告のございました討論は以上ですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決はいずれも、起立によって行います。

まず、議案第9号「令和3年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（丸山幸子） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「令和3年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（丸山幸子） 御着席ください。

起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は、午後2時30分といたします。

午後2時23分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（丸山幸子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第16、「一般質問」を行います。

伊藤建治議員、岡田ゆき子議員から通告がございましたので、順次質問を許します。

初めに、伊藤建治議員。

○議員（伊藤建治） 議長。

（伊藤建治議員 登壇）

○議員（伊藤建治） 議長の許しがございましたので、通告してありました新型コロナウイルス感染症の影響について、一般質問を行います。

私たちは今、過去に経験のない世界的な感染症の危機にさらされています。その影響は、後期高齢者医療についても、受診控えや健診の受診率低下などに影響があると考えますが、その状況をお伺いいたします。

間もなくワクチン接種が始まるとのことでございます。まずは65歳以上の高齢者から実施をするとのことですが、その中でも重症化や死亡率が高いとされている基礎疾患のある高齢者をより優先すべきではないかと思えます。しかしながら、接種の実施機関である地方自治体は、個々人の疾病データを有しておらず、その選別はできません。そこで、そうした事務が行えるよう、後期高齢者医療がレセプトデータを各自治体に提供し、活用していただくようできないものかと思えますが、御所見をお伺いいたします。

○給付課長（川島浩資） 議長、給付課長。

○議長（丸山幸子） 給付課長。

○給付課長（川島浩資） 私からは、まず、新型コロナウイルス感染症の拡大による受診控えや健康診査の受診率への影響についてお答えをいたします。令和2年度の当広域連合の被保険者に係る医療費については、3月から10月受診分までで、昨年度に比べ1.47%減少しています。診療月別に見ますと、国の緊急事態宣言の発出された4月、5月は各々4.82%、8.55%の減少と大きく落ち込んでおり、特に、令和2年5月の医科外来で前年比8%、歯科では17%近く減少しています。また、健康診査については、感染予防の観点から集団健診を中止した市町もあり、4月から11月受診分までで、昨年度に比べ受診者数が10.84%減少しています。

次に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係るレセプトデータの提供についてお答えします。レセプトデータは、病歴等の配慮すべき個人情報を含むものであるため、診療報酬等の支払いという本来の使用目的以外の事務のために、本人の同意なく、利用、提供することは難しいと考えております。また、市町村において実施される新型コロナウイルスワクチンの接種については、厚生労働省が発出している新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に係る手引きに具体的な事務取扱が提示されておりますが、保険者から市町村へのレセプトデータの提供についての記載はございません。なお、この手引きは、今後の国における検討状況により随時追記されるとのことですので、当広域連合といたしましては、国から何らかの方針が示された場合には、必要な協力を行う予定です。

私からは以上でございます。

○議員（伊藤建治） 議長。

○議長（丸山幸子） 伊藤建治議員。

○議員（伊藤建治） お答えいただきましたので、2回目の質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響について、受診控えでありますとか健診受診率の低下の影響があるということでもございました。特に、慢性疾患のある方の受診控えにつきましては、病気の重症化を招くおそれがございます。適切に治療を続けるように受診の勧奨ができないか考えますが、この点について、御所見をお伺いいたします。

それから、健診についてでございますけれども、約11%のマイナスとのことでもございま

す。集団健診を中止した自治体もあるとのことでした。こちらについては、被保険者の意思で受けないのではなく、受診機会そのものがなくなってしまっています。健診の実施方法は自治体によって異なります。集団健診を行っていた自治体では、その開催ができないことで受診率が大きく低下をしてしまいます。実施方法を変えていただくなど、コロナ禍の現状に即した健診受診率向上の取組みが必要ではないかと思いますが、この点について、お考えをお尋ねいたします。

それから、ワクチン接種の事務に当たる各自治体に対し、その事務に役立てていただくためのレセプトデータの提供についてでございます。厚生労働省の手引きに書いていないからやらないという趣旨の答弁だったかと思えます。私たちが今直面していますのは、かつて経験したことのない事態であります。過去に倣うことができない事象が次々と起きています。そうした中であっては、いつもどおりの指示待ちになるのではなく、どんどん積極的にアイデアを反映させていくべきではないかと思えます。これについて、技術的な点をお尋ねいたします。重症化や死亡リスクが高いとされている、例えば、COPDでありますとか糖尿病など、そうした基礎疾患を抱えている方をピックアップしたデータを作成することは可能か、この点についてお尋ねいたします。

○給付課長（川島浩資） 議長、給付課長。

○議長（丸山幸子） 給付課長。

○給付課長（川島浩資） 受診勧奨、健診受診率向上の取組み及び基礎疾患データの作成について、再度の御質問をいただきました。

まず、受診勧奨につきましては、コロナ禍におきましても、持病の治療を継続することや、健康診査を受診して疾病を早期に発見することは重要であり、過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性があります。そこで、広域連合におきましては、コロナ禍でも医療機関で必要な受診を行っていただくために、ホームページにコロナ禍でも必要な受診をという項目を掲げ、厚生労働省の「上手な医療のかかり方.jp」のページにリンクさせることにより、健康診査の必要性やかかりつけ医への相談等の重要性など、新型コロナウイルス対策を踏まえた適切な受診に関する情報提供を行っております。今後も積極的な情報提供に努め、適切な受診につなげてまいりたいと考えております。

次に、健診受診率向上の取組みにつきましては、国の通知により、緊急事態宣言の対象地域において、集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期することとされております。このため、集団健診の実施時期を緊急事態宣言解除後に延期し、感染拡大防止策を十分に講じた上で実施することや、個別健診の受付期間のさらなる拡充を図るなど、市町村において、感染拡大の状況や地域の実情に応じ取り組んでいただく必要があると考えております。

次に、基礎疾患データの作成についてですが、レセプトは個人ごとに1か月単位で作成されており、当広域連合においては、1か月で約250万件、年間約3,000万件受理されております。レセプトには、請求のあった医療機関等において、被保険者が過去に診断されたものを含め、多くの病名が記載されています。このため、新型コロナウイルス感染症においてリスクが高いとされる慢性閉塞性肺疾患、いわゆるCOPDや糖尿病など、基礎疾患と呼ばれる疾病を抱える全ての被保険者を一人一人ピックアップすると膨大なデータを分析することとなるため、多くの時間、労力、費用等を要することとなります。また、基礎

疾患を抱える方のうち、ほかの疾病を併せ持っている方については、薬の飲み合わせなどの関係から治療を一時中断している場合もありますので、そのような方はピックアップされないこととなります。

私からは以上でございます。

○議員（伊藤建治） 議長。

○議長（丸山幸子） 伊藤建治議員。

○議員（伊藤建治） それでは、3回目の発言をいたします。意見のみでございます。

持病の治療の継続でありますとか、健診の重要性というものについては十分に御認識されているという御答弁でございました。受診控えでありますとか受診率の低下の影響が出ていることははっきりしておりますので、様々な機会を捉えて働きかけをしていただくよう期待申し上げます。

それから、自治体に対するレセプトデータの提供についてでございます。デリケートな情報であり、その取扱いは慎重を期す必要がございますけれども、人命を守るという観点から、あらゆる方法について検討し、実行してほしいと思っております。2回目の答弁では、いわゆる、手間、暇、金がかかるとのお答えでございました。しかし、それで救われる命があるならば、それを惜しむ道理はないかとも思っております。

ワクチンをめぐり情勢は、二転三転しております。先日も、ファイザー製のワクチンは一つの瓶から6回分の量が取れるとされておりましたけれども、注射器の形状から5回分しか取れないことが明らかになり、確保してあるワクチンで想定していた接種可能人数が減る可能性があるとの報道がございました。また、接種は集団接種の方法が取られるとのことですが、個別接種も加えるとのことでございます。いずれにせよ、ワクチンが行き渡るのに時間を要する中であっては、リスクの高い方について優先することでございますとか、接種の際は感染症対策への配慮は必要と思われれます。レセプトデータはそのために有用性の高いものでございまして、活用を検討すべきものと思っております。

繰り返しますが、私たちが直面をしているのは、かつて経験のない事態であります。多くの人命を守るために、過去や前例にこだわることなく、あらゆる知恵を出し合っこの危機を乗り越えなければならぬということを申し上げまして、質問を終わります。

以上でございます。

○議長（丸山幸子） 続いて、質問を許します。

岡田ゆき子議員。

○議員（岡田ゆき子） 議長。

（岡田ゆき子議員 登壇）

○議員（岡田ゆき子） 通告に従い、順次質問いたします。

新型コロナウイルス感染拡大は、昨年7月以降、第2波が始まり、9月後半にはやや縮小したかに見えましたが、11月には第3波となり、再び感染が広がり、2回目の緊急事態宣言も延長されました。医療機関、高齢者施設等での集団感染が深刻な状態となっております。この間も、後期高齢者をはじめ、多くの県民の方が亡くなられており、改めてお悔やみ申し上げます。また、懸命に治療されておられる方にお見舞いを申し上げ、また、医療機関等をはじめ、献身的に支援されている皆様には心から敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免制度について、3点お伺いします。

コロナ以前から高齢者を取り巻く経済的状況は年々厳しくなってきました。65歳以上の就業者数は、10年前の571万人から2018年は862万人へと1.45倍増加しております。少ない年金ではやっていけないため、75歳過ぎても働き、労働収入も合わせて何とか生活しているという高齢者も増えていると思われま

す。そうした状況下、このたびの新型コロナウイルス感染症の拡大は、高齢者の就業にも大きな影響を与えています。国の財政支援による保険料減免制度は、コロナによる影響で、前年、つまり、2019年収入に比べ2020年の収入見込みが3割以上減少する場合、前年の所得に応じて、保険料を10分の2から全額免除されるものであります。昨年8月の定例会でも取り上げさせていただきましたが、その際の減免の決定件数は、2019年度分と2020年度の8月決定分まで合わせて165件とお聞きしていましたが、直近の減免件数はどうなっておりますか、お答えください。

次に、この制度は、2020年中の収入が減少する見込みで申請するものですが、実際の収入が見込みよりも多かった場合に、減免の取消しや保険料の返金を求めることになるのでしょうか、お答えください。

次に、コロナによる保険料減免のための国の財政支援についてお聞きします。この財政支援は、2020年度までの保険料に対する臨時的なものとなっています。しかし、緊急事態宣言が延長され、コロナの感染拡大が続いている状況です。感染が高齢者の生活や仕事に与える影響を考え、減免期間の延長を国に強く求めるべきだと考えます。コロナ禍でこの減免制度を設けたことの効果について改めてお聞きするとともに、国の財政支援による保険料減免制度の期間延長を国に求める考えはないか、お聞きします。

続いて、後期高齢者医療の医療費窓口負担の2割導入についてお聞きします。後期高齢者医療制度は、2008年の制度開始当時、年齢で差別する制度への批判から、低所得者の保険料を軽減する特例軽減を導入しましたが、安倍政権のもと、特例軽減は廃止となり、保険料の引上げを進めてきました。さらに、医療費の負担割合を1割から一部2割に引き上げようというものです。現在、通常国会が開催されていますが、現時点で窓口負担の引き上げについて、国の動向をお聞きします。

高齢者の暮らしを取り巻く状況には、先ほども紹介しましたが、後期高齢者医療制度において、特例軽減の廃止、高額療養費の引き上げ、また、介護保険料は来年度改定に向けて、名古屋市についても引上げ案が示されるなど、立て続けに高齢者の負担増が進んでいます。一方、高齢者は年齢が進むにつれて複数の診療科や医療機関にかからざるを得ず、受診回数も現役世代よりも多く、年収に対する窓口負担は現役世代に比べ多い実態があるのではないかと考えます。さらに、コロナ禍では、感染を恐れて受診控えをしているという実態が、伊藤議員の質疑の中でも明らかになりました。重症化しないよう必要な医療を速やかに受けていただかなくてはなりませんし、そのためにも、コロナ終息が本当に求められるわけではありますが、そうした状況にさらに追い打ちをかけるのが窓口負担の2割の導入です。新たに医療費負担が増えることで受診控えが一層進むのではないかと危惧しますが、広域連合として窓口負担2割導入の高齢者への影響をどう考えますか、お答えください。

最後に、窓口負担2割にすることについて、高齢者への影響を考え、国に少なくとも延期、再考を求める要請を愛知県後期高齢者医療広域連合としてすべきと思いますが、考え

をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○管理課長（山田耕平） 議長、管理課長。

○議長（丸山幸子） 管理課長。

○管理課長（山田耕平） 1点目の新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免につきましては、令和3年2月1日の減免決定分までの実績について、令和元年度分が992件、令和2年度分が1,124件の合計2,116件でございます。

2点目の新型コロナウイルス感染症の影響により保険料減免を受けた方について、実際の収入額が見込みよりも多くなった場合の取扱いにつきましては、厚生労働省においては、そのような場合であっても国の財政支援の対象とするとのことですので、広域連合といたしましても、返還を求めないこととしております。

3点目といたしまして、新型コロナウイルス感染症による保険料減免の効果について、お尋ねをいただきました。保険料減免については、1億2,000万円を超える実績がございましたことから、今回の減免制度については、一定の効果があったものと考えているところでございます。また、令和3年度も事業を継続することにつきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況によっては、再び国の財政支援を伴う保険料減免制度の適用期間の延長が考えられることから、全国後期高齢者医療広域連合協議会におきまして、厚生労働大臣に宛てまして、引き続き状況に応じた適切な対応を行うよう、令和2年11月12日に要望書を提出しているところでございます。

私からは以上でございます。

○総務課長（大澤英樹） 議長、総務課長。

○議長（丸山幸子） 総務課長。

○総務課長（大澤英樹） 窓口負担2割の導入についての御質問でございます。

最初に、後期高齢者医療に2割負担を導入することについて現在の国の検討状況ですが、全世代型社会保障検討会議において検討が進められ、令和2年12月15日に「全世代型社会保障改革の方針」として閣議決定をされました。閣議決定の内容は、後期高齢者のうち現役並みの所得の被保険者以外の課税所得28万円以上かつ年収200万円以上の基準に該当する方の医療費の窓口負担の割合を現在の1割から2割に引き上げること。施行日は、令和4年10月1日から令和5年3月1日までの間に政令で定める日とすることなどでございます。その後、この2割負担導入を含む「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」が取りまとめられ、2月5日に国会に提出されたところでございます。

次に、窓口負担2割への引き上げが高齢者へ与える影響についてお答えをいたします。国の試算によりますと、引き上げにより、後期高齢者の一人当たり平均患者負担額は、現在の1割負担では8万3,000円で、2割への引き上げにより11万7,000円となり、3万4,000円の負担増が見込まれるとのことであり、高額療養費制度で患者負担に上限があるため、平均額で見ると単純に2倍とはなりません。ただし、上限額に達しない割合の高い外来受診では、引き上げ対象となる被保険者のうち、6割の患者負担額が現在から倍増するとの試算もあり、患者負担を2割にする影響は、主に外来受診で生じるものと考えております。

最後に、国への要望を求めるべきとの御意見についてお答えをいたします。国への要望

につきましては、例年、各都道府県の広域連合で構成をする全国後期高齢者医療広域連合協議会で、厚生労働大臣に対する要望活動を行っております。直近では、令和2年11月12日に提出した後期高齢者医療制度に関する要望書において、窓口負担を引き上げる場合には、激変緩和措置を講じるなど被保険者に配慮するとともに、十分な周知期間を設け、被保険者へ国による丁寧な説明を行うことを要望したところでございます。

以上でございます。

○議員（岡田ゆき子） 議長。

○議長（丸山幸子） 岡田ゆき子議員。

○議員（岡田ゆき子） 答弁いただきました。まず、新型コロナウイルス感染拡大の影響による保険料減免制度について、2点、再質問いたします。

収入減少の見込みが実際は少なかった場合についても、国の財政支援の対象となる予定で、返還を求める予定はないということでした。被保険者が不安とならないように、市町村窓口への周知を徹底していただきたいと思っております。広域連合としての対応をお聞きします。

次に、今回の減免制度の適用者は前年収入も3割減少が対象となっておりますが、事前にお聞きしたところ、減免対象のうち、前年収入が300万円以下、10割減免の件数は、全体2,116件のうち8割を占めるということでした。年金収入が少ない高齢者にとって、前年収入3割減は生活を圧迫しかねない状況にあります。老齢基礎年金月6万5,000円の方が、パート収入等月4万円あった場合、1万2,000円以上の減収でなければ減免を受けることはできません。名古屋市国保の場合、新型コロナ特例減免ではないのですが、激変の減免は、前年所得より2割以上減少する世帯を対象としています。特に低所得者を対象に減免の拡大を検討できるのではないかと思います。考えをお聞きします。

○管理課長（山田耕平） 議長、管理課長。

○議長（丸山幸子） 管理課長。

○管理課長（山田耕平） まず、1点目の市町村への周知についてでございます。新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免制度につきましては、厚生労働省から被保険者に対する迅速な支援を行う必要があることから、収入の減少については見込みで判断することとして差し支えない旨の事務連絡がございました。この事務連絡に基づきまして、広域連合から市町村に対して受付マニュアルを作成しており、その中で、確定収入額が判明したことにより、減免事由がないことや減免額を変更すべき事由が生じた場合においても、減免の取消し・変更は行わない旨をお知らせしております。

2点目としまして、独自の保険料減免の要件を設けることにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免制度は国からの財政支援で示された内容で、その全額について国庫補助を財源として実施しているところであり、全国一律の措置の中で行うべきものと考えております。よって、国の定めた新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少の要件につきましては、独自に拡充することは考えておりません。

以上でございます。

○議員（岡田ゆき子） 議長。

○議長（丸山幸子） 岡田ゆき子議員。

○議員（岡田ゆき子） 御答弁いただきました。

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免制度の申請に当たっては、収入見込みに対し、実際に収入が多かった場合、減免の取消し・変更は行わないとの事務連絡を市町村にされているということですので、窓口では徹底していただき、高齢者が不安にならないようお願いしたいと思います。

減免の対象者の拡大を求めましたが、考えていないということでした。答弁では、減免対象者が2,116件、8月の定例会で、8月決定分までで165件でしたので、急増して12倍の決定件数となっています。第3波では高齢者への感染が広がり、当然就業への影響で収入減となる方が急増したと思います。特に低所得者の方の収入減少については、救う手立てが本当に必要だと考えます。広域連合でも知恵を絞るとともに、国に対して制度の拡充を求めていただきたいと思います。

最後に、窓口2割負担の導入について、後期高齢者への影響について、答弁では、外来受診に関して6割の方が、負担が倍増するということでした。外来受診において、経済的理由により受診控えの恐れがあるということです。誰もが安心して必要なときに必要な医療を受けることができるという皆保険制度の根幹を崩す方向に政府はかじを切ったものであって、許されません。社会保障審議会の部会でも、医療・高齢者団体などからは厳しい批判の声が上がっていました。日本医師会の会長は、新型コロナウイルス感染症の影響で受診控えがある中、負担割合の引き上げは、さらなる受診控えを生じさせかねない、高齢者に追い打ちをかけるべきではないと厳しく指摘しています。広域連合も受診控えへの懸念を拭えないものとの認識があるのですから、全国協議会とともに、強く実施の延期、再考を国に要請していただくことを求めて、質問を終わります。

○議長（丸山幸子） これで、一般質問を終わります。

次に、日程第17、請願第1号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」を議題といたします。

請願の要旨等については議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（小寄和義） 請願第1号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」について、受理は、令和3年1月19日。請願者は、愛知県社会保障推進協議会議長 森谷光夫さん、全日本年金者組合愛知県本部執行委員長 丹羽典彦さん。紹介議員は、伊藤建治議員、岡田ゆき子議員でございます。

請願事項は、1、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度について、次の点を改善してください。①傷病を限定しない恒常的な制度としてください。②前年比10分の3以上という収入減少の要件を緩和してください。③収入減少世帯の保険料減免制度で、前年所得がゼロの人が対象とならないのは、制度上矛盾しています。国に改善を求めてください。2、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金に関し、次の点を改善してください。①対象に事業主を加えてください。②新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。③対象者について、感染者（疑いを含む）のみならず、濃厚接触者も対象者に加えてください。3、保険料未納者への短期保険証の発行はやめ、財産の差し押さえは行わないでください。4、愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の公募委員は、無作為抽出によるものでなく、愛知県国民健康保険運営協議会と同様に、広く被保険者から公募するよう改めてください。5、国に対して、次の項目の意見書を提出してください。①次期保険



料率改定に向けて、定率国庫負担割合の増加等、国による財政支援を拡充してください。  
②後期高齢者の窓口負担割合の2割への引き上げをしないでくださいというものであります。

以上でございます。

○議長（丸山幸子） 本件請願について、当局に現状の説明を求めます。

○事務局長（鈴木孝昌） 議長、事務局長。

○議長（丸山幸子） 事務局長。

○事務局長（鈴木孝昌） それでは、請願第1号について、当広域連合の現状等を御説明申し上げます。

まず、1、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の保険料の減免について申し上げます。当広域連合におきましては、収入が著しく減少した被保険者について、その収入の減少の理由が、心身に重大な障害を受け、又は長期入院したことを理由とする場合のほか、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等による場合などには、その保険料を減免することを恒常的な制度として条例で定めております。なお、この減免については、国からの財政措置はございません。

これに対し、現在行っております新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする保険料の特例減免は、令和2年度における国の特例的な財政措置に基づく全国一律の取扱いとして、新型コロナウイルスの影響によって国が示した収入基準に該当する場合に、令和元年度の保険料の一部及び令和2年度分保険料について、国が示した基準により特例として減免を行うものです。

また、令和3年度における新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の特例減免の取扱いについては、国において、今後、感染状況等を踏まえた上で、財政措置の取扱いと併せて示されるものと考えておりますが、現時点においては、本年度のような特例減免を実施するかどうかということを含め、国から特段の通知等はない状況でございます。

次に、2、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金について申し上げます。当広域連合の傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症の国内での感染拡大防止の観点から行われております国の特例的な財政措置に基づいて、国が定めた支給要件により支給することとしているものです。したがって、広域連合が独自に支給対象者や支給対象となる傷病を加えることは考えておりません。

次に、3、保険料未納者に対する短期保険証の発行及び財産の差し押さえについて申し上げます。短期保険証につきましては、市町村において、被保険者間の負担の公平の観点から、保険料未納者に対し納付相談の機会を設けることにより、保険料の納付につなげるために発行しているものでございます。

また、財産の差し押さえを含む滞納処分につきましては、市町村において、納付相談等のきめ細かな収納対策を適切に行い、滞納者の生活状況等を十分に把握した上で、十分な収入・資産等があるにもかかわらず、なお保険料を納めない被保険者に対して、負担の公平の観点から行われているものでございます。

次に、4、愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員の公募の方法について申し上げます。後期高齢者医療制度には、75歳以上の方は全員御加入いただくことになっております。そのため、現在、98万人を超える被保険者の方々の中には、この制度について様々

な御意見をお持ちの方がお見えでございまして、また、制度の内容をよく御理解いただいている方もいらっしゃるが、余り御存じでない方もお見えになるものと考えております。当広域連合といたしましては、そうした皆様から、制度の周知方法をはじめとして、広く御意見を頂戴することも必要と考え、公平な公募方法として、広く全被保険者の皆様の中から無作為に抽出させていただいた方に委員をお願いしているものでございます。

最後の5につきましては、広域連合における国への要望状況等を申し上げます。例年、各都道府県の広域連合で構成する全国後期高齢者医療広域連合協議会で、厚生労働大臣に対する要望活動を行っております。直近では令和2年11月12日に後期高齢者医療制度に関する要望書を提出してございまして、その要望書の中で提案のこの①の国による財政支援の拡充については、定率国庫負担割合の増加や国の責任ある財政支援の拡充等を行うことを要望しております。また、請願の②の窓口負担割合の2割への引き上げに関しましては、これは、昨年12月15日に全世代型社会保障改革の方針として閣議決定され、現在、関連法案が国会に提出されているところではありますが、広域連合といたしましては、先ほど申し上げました全国協議会の要望書において、やむを得ず窓口負担を引き上げる場合には、激変緩和措置等の被保険者への配慮に加え、十分な周知期間の設定や国による丁寧な説明を行うことを要望しております。

以上が、請願第1号についての当広域連合における現状等でございます。

○議長（丸山幸子） 本件についての質疑の通告はございませんでした。

これより討論を行います。

岡田ゆき子議員から通告がございましたので、討論を許します。

○議員（岡田ゆき子） 議長。

○議長（丸山幸子） 岡田ゆき子議員。

（岡田ゆき子議員 登壇）

○議員（岡田ゆき子） ただいま議題となっております請願第1号、後期高齢者医療制度の改善を求める請願について、採択を求めて討論します。

新型コロナウイルス感染症の第3波は、医療機関、高齢者施設での集団感染が激増し、高齢者の命を奪う深刻な事態となっております。1年に及ぶ感染が続く状況下で、高齢者が外出自粛を余儀なくされ、人との交流が減り、就業、その収入の減少、受診控えと、高齢者の暮らし、心身に及ぼす影響は計り知れません。何としても感染拡大を抑えるため、全国でも取組みが広がっている、高齢者施設への一斉・定期的検査を愛知県でも直ちに取り組むべきです。本請願は、そうした後期高齢者のコロナ禍での影響を減らし、安心して医療にかかることができる社会保障制度にするための建設的な提案であります。

以下、請願に対する主な考えを述べます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の高齢者の保険料減免制度についてです。これまでも収入の減少による保険料減免は制度としてありますが、新型コロナの減免要件が、前年所得が1,000万円以下で10分の3以上の収入減少が見込まれる場合であるのに対し、コロナ以外の要件は、前年の総所得が650万円以下で、見込み所得が100万円以下でなければ減免を受けることができない、大変厳しい要件となっております。傷病による収入の減少という事実は、コロナでも、それ以外の状況でも被保険者にとって変わりはなく、新型コロナと同等の要件を国の負担で継続的な制度とし、高齢者を支援するよ

うにすべきです。

また、この減免制度は、収入減少を要件としながらも、コロナで実際に収入が減少する見込みでも、所得換算で所得ゼロとなるような、そもそも低所得の方の場合は対象とならないという制度上の矛盾があります。例えば、給与収入が年間65万円以下の場合、所得ゼロとなり、減免の対象になりません。制度の改善が必要です。

次に、新型コロナに感染した被用者に対する傷病手当についてです。傷病手当の対象者はコロナ感染者としていますが、実際は、濃厚接触者となり、検査で陰性となった場合でも、感染者と接触した日から最低10日間は自宅待機を保健所から要請され、事実上就業することはできません。濃厚接触者も傷病手当の対象とするよう制度改善が必要です。

保険料滞納者への短期保険証発行や財産差し押さえは、新たな受診抑制を持ち込むことにつながり、丁寧な相談で分納できるようにすべきです。

懇談会の公募委員について、後期高齢者医療制度は、この間、高齢者に負担増を求める改悪が続いており、無作為抽出によるものではなく、広域連合として当事者である被保険者の積極的な意見を広く聞くため、公募枠を設けるべきです。

最後に、国庫負担割合を引き上げて保険財源をしっかりと支える仕組みに転換することと、コロナ禍で慎重意見が今なお強い、窓口負担2割への引き上げを見送るよう求める意見書を国へ提出することは、災害級の事態が続く今、県民の賛同も得られるものと考えます。

以上、請願に賛成する主な意見を述べ、全て採択を求めまして、討論を終わります。

○議長（丸山幸子） 通告のございました討論は以上ですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（丸山幸子） 御着席ください。

起立少数です。よって、本件は、不採択とすることに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は、全て終了いたしました。

広域連合長からあいさつしたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（河村たかし） 議長。

○議長（丸山幸子） 河村広域連合長。

（河村たかし広域連合長 登壇）

○広域連合長（河村たかし） 広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日の定例会に提出いたしました議案につきまして、全て御議決を賜り、誠にありがとうございます。広域連合といたしましては、今後とも市町村をはじめとする関係機関と連携を図りながら、後期高齢者医療制度の円滑な運営にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

また、皆様方も御承知のとおり、昨年12月15日に閣議決定されました「全世代型社会保障改革の方針」におきまして、後期高齢者医療の窓口負担について、一定の所得、収入のある方は1割から2割に引き上げる方針が示され、現在開会されている通常国会に関連法案が提出されたところであります。後期高齢者医療における負担割合の見直しは、平成20

年度の制度発足以来、初めてのこととなりますので、国の動向を注視し、混乱を招かないように、適切に対応してまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、今後とも格別の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。

○議長（丸山幸子） これをもちまして、令和3年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時13分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 丸山幸子

署名議員 吉田正昭

署名議員 加藤久豊